

健康保険証のコピーを貼り付けてください。

貼り付け欄

※国民健康保険組合（医師国保や建設国保等の国保組合）の方は、同じ保険に加入している方全員分の保険証の貼り付けをお願いします。貼り付け欄の枠をはみ出しても差し支えございません。